

令和5年（ネ）第2083号 損害賠償請求控訴事件

一審原告 アンビカ・ブダ・シン

一審被告 東京都 ほか1名

一審原告第2準備書面

2024年4月15日

東京高等裁判所第9民事部 御中

一審原告訴訟代理人弁護士 鬼 束 忠 則

同 小 川 隆太郎

同 橘 真理夫

同 川 上 資 人

一審原告訴訟復代理人弁護士 海 渡 雄 一



一審原告は、以下のとおり、標記事件について控訴理由の補充、並びに令和6年1月10日付一審被告国答弁書及び令和6年1月14日付一審被告東京都答弁書に対する反論を行う。

第1 血液循環障害防止義務について

1 アルジュンに対するベルト手錠の手首部分及び新型捕縄による緊縛について

（1）原判決の判示

血液循環障害防止義務違反について、「保護室収容時の装着やその後の装着し直しに関与した宮本警部補、片淵巡查部長及び中村警部補は、戒具が血液の

循環を妨げていないか確認するために、アルジュンの手足の鬱血の有無や戒具の食い込みの有無を目視で確認したり、戒具と体との間に指を差し入れて余裕を確認したりした等と証言しており、上記各証言と矛盾する証拠は提出されていない。また、前記認定事実（５）ウ及びエのとおり、捕縄については、アルジュンも、１回目の装着後に自身でひもをほどくことができている上、留置担当官が捕縄を装着し直す際も、速やかに結び目をほどくことができしており、必要以上の強度で拘束していたとまでは認められない。ベルト手錠の手首部分については、１回目の装着時からベルト手錠が解除されるまでの間、特に締め直しはされていないところ、アルジュンは、終始、手首をひねる動きをしており、手首を動かせる程度にはすき間があったことが窺われる。新型捕縄については、検察官送致のため取り外そうとした際に、結び目が固く結ばれていて取り外すことができなかったものの、これについては、保護室収容中に、片渕巡查部長が余っているひもを短くしようと一つ目の固結びの上から何度も固結びを行ったこと及びアルジュンが足を動かして縄が外側に引っ張られたこと等が影響している可能性があり、上記事情から、直ちに捕縄により両足首が強度に緊縛されていたと認めることはできない。」と判示している（原判決３１～３１頁）。

（２）事実認定の誤り

ア 上記判示は、主に保護室内の監視カメラ映像から、「ベルト手錠の手首部分については、１回目の装着時からベルト手錠が解除されるまでの間、特に締め直しはされていないところ、アルジュンは、終始、手首をひねる動きをしており、手首を動かせる程度にはすき間があったことが窺われる。」と判示しているようである。

しかし、ベルト手錠の手首部分は、その形状（丙１号証の写真等）からすると、手首の関節よりも胴体側を緊縛する構造になっていると考えられ、関節について固定されていない以上、ベルト手錠の手首部分をいくら強く緊縛

したとしても、手首の関節を動かしてひねることは人体の構造としては可能である。したがってアルジュンが、手首をひねる動きをしていたことをもって、ベルト手錠の手首部分において、「手首を動かせる程度にはすき間があった」と認定するのは論理の飛躍があり、合理的経験則に反する。

イ また、原判決は、主に宮本警部補、片淵巡查部長及び中村警部補の証言を根拠に、「保護室収容中に、片淵巡查部長が余っているひもを短くしようと一つ目の固結びの上から何度も固結びを行ったこと及びアルジュンが足を動かして縄が外側に引っ張られたこと等が影響している可能性があり、直ちに捕縄により両足首が強度に緊縛されていたと認めることはできない」と判示している。

しかし、そもそも保護室内に収容され新型捕縄を使用された被疑者が、痛みなどから足を動かすということは当然に想定されて然るべきであり、被疑者が足を動かして縄が外側に引っ張られたことにより新型捕縄が、血液の循環を阻害するおそれがあるほどの緊縛の強度に至っている可能性があるのであれば、留置担当官は直ちに新型捕縄を解除するべきであり、戒具の使用、新型捕縄の緊縛による強度の程度について細心の注意を払わなければならない。

しかるに、乙5号証の6分20秒から23秒では、留置担当官が足に使用した新型捕縄をほどこうとしているが、全くほどけず、「引っ張ってもほどけない」と発言していることが確認できる。さらに、7分56秒から9分5秒あたりでは、同新型捕縄を留置担当官が必死にほどこうとしているが全くほどけず、最終的には、9分3秒で、「ダメだ、こりや」、「すごいです」、「ああ、もう、戒具したまま行くか」、「固いですね、これ」とのやり取りがあって、解除をあきらめてそのまま護送したことが確認できる。

これらの新型捕縄に関する留置担当官らの発言は、一審被告東京都の過失を基礎付ける極めて重要な事実にもかかわらず、原判決には、捕縄がほどけ

なかったことは認定されているが、これらの発言は、認定事実から欠落している（原判決27～28頁）。この点においても原判決の事実認定には重大な問題がある。

このようなやりとりからすれば、関係した留置担当官らはみな、送検時においてアルジュンに使用された新型捕縄がほどけないほどの強度で足首を緊縛されている状態にあることを全く想定しなかったことがわかる。保護室収容中、留置担当官がアルジュンの膝に付けられた捕縄を何度も締め直していることからすれば、その都度、留置担当官は新型捕縄の緊縛の程度も確認することが容易に可能であった。それにもかかわらず留置担当官は、新型捕縄の緊縛の程度に必要な注意を払うことなく、片渚巡査部長が余っているひもを短くしようと一つ目の固結びの上から何度も固結びを行い、その結果、アルジュンの足首に対する緊縛を、留置担当官複数名によってもほどけないほどの強度の緊縛状態に陥れたものであるから、血液循環阻害防止義務違反であることは明らかである。

2 ベルト手錠の構造について

- (1) 原判決は、「ベルト手錠を取り外した直後、アルジュンは、手首から先が赤黒く膨張していたことが認められ、血流が阻害されていたことが窺われる。」と認めながらも、「これは、前記認定事実（5）のとおり、保護室収容中、アルジュンが、ベルト手錠を外そうとして、同手錠を引っ張ったり、手首をひねったり、ベルト手錠を装着したままの状態、膝に手を伸ばして捕縄をほどこうとしたりして動き続けたことにより、ベルト手錠と両手首との接着部分が強く擦れ、使用部位が圧迫されたことによるものである可能性も十分に考えられ、上記の点をもって、ベルト手錠が必要以上に強く装着されていたとは推認できない。」などと判示する（原判決32頁）。
- (2) しかし、ベルト手錠の形状（丙1号証の写真）からすると、手首部分には一般的なベルトと同様にベルト穴が設けられており、「ベルト手錠と両手首との

接着部分が強く擦れ、使用部位が圧迫された」としても、ベルト穴の位置は移動しない以上、それにより緊縛の強度が強まることはないものと考えられる。

また、「ベルト手錠と両手首との接着部分が強く擦れ」たのだとすれば、擦過傷が生ずることはあっても、手首部分が圧迫されることはなく、アルジュンの手首から先が異常なまでに赤黒く膨張することもない。

これらの理由から、「ベルト手錠を取り外した直後、アルジュンは、手首から先が赤黒く膨張していた」ことの原因は、ベルト手錠の装着時において、血液循環阻害防止義務に違反する強度によりベルト手錠のベルト穴を使用して緊縛したからに他ならない。したがって原判決の上記判示は誤りである。

3 戒具についての検証実施の必要性

以上のとおり、本件における被告東京都の血液循環阻害防止義務違反の有無を審理するためには、アルジュンに対して使用された捕縄、新型捕縄、及びベルト手錠の構造及び素材、機能、使用方法、使用時における人体への影響について正確に理解する必要がある、そのためには、捕縄、新型捕縄、及びベルト手錠の検証が不可欠である。

また、一審被告東京都は、中島医師の「アルジュン氏は、身体を拘束された状態で手足及び体幹を動かし続けている。上肢を動かすためには前腕、上腕、肩関節周囲の筋肉を、下肢を動かすためには下腿、大腿等の筋肉を、体幹を動かすためには背筋及び腹筋などの筋肉を使わなければならないため、映像に見られるアルジュン氏の激しい動きによって全身の筋肉に過剰な力が加わり、主として自己の筋力により筋肉に筋挫傷(筋挫滅)が生じたものと思われる。」(丙48号証6頁)との意見を引用した上、亡アルジュンが戒具を装着された状態で身体を動かして暴れ続けることによって生じた筋挫滅は全身に及んでいたと主張している(一審被告東京都準備書面(1))。この点についても、アルジュンの受けていた緊縛状態を再現の上、手足及び体幹を動かす時に、全身の筋肉にかかる力など、上記検証手続において検証される必要がある。

なお、過去に行われた刑務所における革手錠（ベルト手錠と構造はほぼ同じと考えられるが素材が皮革の間に鉛板を挟み込んだ構造であった）による受刑者への虐待事件においても、同様に革手錠に関する検証が実施された。その後、同革手錠が極めて危険であるとして、国連・自由権規約委員会などからも勧告を受け、戒具として廃止されたことは周知の事実である。素材こそ違うとはいえ、同種の戒具であるベルト手錠が留置場では使用され続けているということは驚愕に値し、司法府による厳格な審査が必要である。

よって、一審原告は、2024年4月15日付検証申立書記載のとおり、アルジュンに使用された捕縄、新型捕縄、及びベルト手錠について検証申出を行うものである。

第2 保護室収容後の戒具使用が懲罰目的で行われており、法律要件を満たさない違法なものであること

一審原告は、これまでも被告東京都の保護室収容後の戒具使用が法律要件を満たさないことを述べてきたが、警察留置場において保護室収容と戒具使用が、刑事収容施設法（以下「法」という。）214条1項、及び213条1項の要件とは関係なく、広く懲罰目的で行われていることについて再論する。

2022年7月、新宿警察署に留置されていた被留置者が、留置課員に、同室者に毛布を使わせてあげて欲しいと依頼したが断られたため、「なぜ毛布を使わせてあげられないのですか」と重ねて尋ねたところ、留置課員は同人を反抗的であるとして二日間もの間、保護室に収容し、戒具を使用したという事件が発生した。同事件の被害者である被留置者は、その後戒具使用部位に後遺障害を負い、現在東京地裁に国家賠償請求訴訟を提起し、係属中である。

また、一審原告最終準備書面でも述べたが、愛知県岡崎警察署の留置施設では、勾留中の男性（43歳）が12月4日に死亡していたことが判明した。発表された死

因は腎不全であった。男性は延べ140時間以上にわたり、保護室で「戒具」と呼ばれるベルト型の手錠や捕縄で手足を縛られていたほか、幹部を含む複数の署員から暴行を受けていた。同事件の加害者である留置課員らは、男性を蹴るなどした特別公務員暴行陵虐や、うその報告書を作った虚偽有印公文書作成などの疑いで書類送検され、略式罰金とされた者もいる。

さらに、本件においても、新宿警察署の留置課員は、亡アルジュン氏を保護室に收容する際に、「はい、ハンコ。ハンコ。49分！」（丙5号証動画3）とかけ声をかけて亡アルジュン氏を保護室に連行しており、法の定める要件などは関係なく、反抗した被留置者を懲らしめる目的で保護室に收容して戒具で締め上げるという意図が明らかである。

このように、警察の留置行政の現場においては、法の定める要件とは全く関係なく、懲罰目的で保護室收容と戒具を使用するという慣習が広く行われているのである。これを正すことこそが司法に与えられた重大な使命であるにもかかわらず、原判決はこの点に目を向けることなく、漫然と法律要件を満たした戒具使用であったなどと認めている。行政の違法を正す司法の役割を、忘れ去った誤りであると言わざるを得ない。

第3 因果関係について

- 1 一審被告東京都は、一審被告東京都準備書面（1）において、亡アルジュンの死因についての当方求釈明に対し、中島医師が説明する「司法解剖の鑑定書に記載されている循環血液量減少性ショックに加えて、運動誘発性急性腎障害と筋挫傷による高カリウム血症で生じた不整脈」（丙48号証5及び8頁）であると回答している。

当該回答は、すなわちアルジュンは、①司法解剖の鑑定書に記載されている循環血液量減少性ショックに加えて、②運動誘発性急性腎障害と③筋挫傷による高

カリウム血症で生じた不整脈という3つの原因により死亡したとするものである。

- 2 しかし、当該回答を踏まえて、当方協力医の前田医師に意見を聞いたところ、上記①ないし③のいずれの点も、アルジュンが死に至った具体的経緯、すなわちベルト手錠と捕縄が解除されて送検後に検事の取調室において突然倒れて死亡したことを踏まえると、死因に至る機序としての説明にはならないとのことである。

まず上記①については、よほどの大量出血でなければ循環血液量減少性ショックによっては心停止には至らないところ、司法解剖の写真等に映った内出血状態等からすると、本件においてアルジュンは循環血液量減少性ショックになるほどには血液量が減少していなかったと考えられるとのことである。

また、上記②の運動誘発性急性腎障害は悪化して心臓に悪影響が生ずるとしても突然死に至るようなものではなく、本件のアルジュンの死亡に至る事実経過をみると検事の取調べ中に突然倒れたということであるから、そのような本件の具体的事実経過からすると運動誘発性急性腎障害が死因とは考えられない。

さらに、一審被告はアルジュンが自分で暴れ回って自傷したことにより筋挫傷による高カリウム血症が発症したと主張するが、上記③の筋挫傷による高カリウム血症は、そもそも人間が自分で動いてぶつかってできた傷害程度の筋挫傷では死因となりうるものではないとのことである。確かに仮にその程度の傷害で死に至るとすれば、ボクサーなどの格闘家の多くが高カリウム血症で死亡してしまう危険があるということになりかねない。

今後、これらの点について前田医師の意見書を改めて提出予定であるので、当該意見書を踏まえて詳述した準備書面を別途提出する。

【求釈明】

上記意見書作成の前提として、一審被告が主張する「約2時間にもわたって暴れ続けたこと」の具体的態様を明らかにする必要がある。ところが既提出の

保護室内の動画（丙5号証）は編集済みのものであり、アルジュンが保護室内に収容されている全時間にわたる動画ではない。また、同動画（丙5号証）は水の流れる音が編集によって被せられ、保護室内でアルジュンの発していた声が消されている。

したがって、同動画（丙5号証）だけでは、アルジュンの保護室内における行動を正確に認定することはできない。そこで一審原告は、一審被告東京都に対して、アルジュンが保護室内に収容されている全時間にわたる動画（音声について編集していないもの）を証拠として提出するよう求める。

以上